「知的財産推進計画2016」について

平成28年6月24日
内閣府
知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略の推進体制

「知的財産基本法」（２００３年成立）に基づき、知的財産戦略本部は、政府全体の知的財産推進計画を毎年作成し、知的財産に関する重要施策の総合調整を行う。

（１）知財制度の改革

デジタル・ネットワーク化、グローバル化などの環境変化に対応し、特許・商標・意匠、営業秘密、著作権などの知的財産制度の改革を推進。

（２）コンテンツの振興

マンガ、アニメ、映画などのコンテンツの海外展開、産業振興を推進。

※「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（２００４年成立）

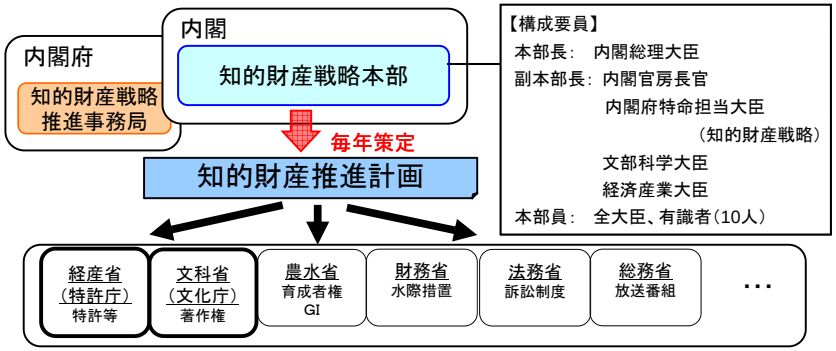

知的財産推進計画2016の策定に際して

- IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）などによる第4次産業革命の進展と、「超スマート社会」（Society5.0）による経済社会構造変革の展望。大量の情報を集積・処理し、かつネットワークを介して情報がやり取りされることによる新たなイノベーション創出の可能性。
- TPP（環太平洋パートナーシップ）協定をはじめ、経済のグローバル化の進展。

1 情報の集積が価値を生み出すことにより、知財戦略における知的財産の射程が拡大

「知的財産」＝①発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的な活動により生み出されるもの
②営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報」（知的財産基本法）

→ 一つ一つでは価値を持たないデータでも集積により新たな価値を持てば「知的財産」に。

2 プレーヤー間の「つながり」「かけあわせ」が重要になり、知財戦略の在り方も多様化

- ✓ ネットワークを通じて「つながる」ことにより様々な「知」が互いにオープンになり、シェアされる環境において、オープン・イノベーションが重要に。同様に、コンテンツ分野と非コンテンツ分野の連携による価値創出も期待。
- ✓ 一方で、オープン＆クローズ戦略の再定義などより精緻な知財マネジメントが必要。
- ✓ こうした知財連携や精緻な知財マネジメントを、中小企業や農林水産分野にも浸透させることが重要。

3 イノベーション創出を目指した知財戦略の基盤として、制度と人材の整備・育成が重要に

- ✓ イノベーションの創出に取り組もうとする「挑戦者」（イノベーター）への応援を基本に、知的財産権制度について保護と利用のバランスの中での在り方を不断に見直し（知財の価値実現のための「活用」の重要性の意識、技術の変化に対応した柔軟性の確保、技術や財の性格等を踏まえた知財保護の検討、紛争処理システムの機能向上）
- ✓ 国民すべてを「一億総クリエーター」「一億総知財活用人材」として、知的財産を創造、尊重、活用できる人材輩出のため、社会や地域と協働しながら知財教育を充実

知的財産推進計画2016の構成

第１．第４次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築
2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

第２．知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実
2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

第３．コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化
2. アーカイブの利活用の促進

第４．知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化
2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

アーカイブに関する知財推進計画策定の経緯

近年のデジタルアーカイブ推進に関する国の取組例

デジタル化の推進 → デジタルアーカイブの構築と連携に向けた検討 → 連携の促進とアーカイブ利活用に向けて

H21～22年度
「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（総務省・文科省・経産省）

H24年度～継続中
「デジタルアーカイブ支援ネットワーク」（総務省・筑波大学）

H22～23年度
「知のデジタルアーカイブに関する研究会」（総務省）

H21～23年度
「デジタル情報資源ラウンドテーブル」（国立国会図書館）

H25～26年度
知財戦略本部　検証・評価・企画委員会「アーカイブに関するタスクフォース」、「集中討議」（内閣府他）
⇒ **知財推進計画2015**

- **アーカイブ間の連携やその利活用促進の整備加速化を知財推進計画2015に明記**
- **知財推進計画2016においても継続**

【知財推進計画2016】　アーカイブの利活用の促進

現状と課題

- 「知財推進計画2015」に基づき、文化発展やコンテンツの国内外への発信の基盤となるデジタルアーカイブの構築とその利活用の促進を図るため、関係府省・実務者による「実務者協議会」を2015年度に設置し、実務的課題と対応策の検討体制を強化。
- 今後は、中小規模機関や地方を含めた分野・地方に応じたアーカイブ連携モデルと推進策の検討、コンテンツを解説・紹介するためのデジタルデータ（メタデータ、サムネイル／プレビュー）の利用条件等の運用面・制度面での整備等が必要。

取り組むべき施策

アーカイブ間の連携の促進

- 分野・地方両面からの連携推進策、地方における各機関等の協力推進策等を、実務者協議会等を通じ検討
- 国の分野横断統合ポータル構築（国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインの連携）

分野ごとの取組の促進

- 各分野の束ね役（アグリゲーター）によるメタデータの集約化
- 書籍等：　公共・大学図書館等の連携支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
- 文化財：　日本遺産を構成する文化資源等のデータ集約や多言語化、全国の博物館・美術館等の連携促進
- メディア芸術：　メディア芸術データベースの利活用促進
- 放送コンテンツ：　教育目的や遠隔地でのコンテンツ利用促進

アーカイブ利活用に向けた基盤整備

- メタデータのオープン化、サムネイル／プレビューの利用条件等の課題と対応策を、実務者協議会等を通じ検討
- アーカイブ機関による解説・紹介のためのデジタルデータの利用を可能とする著作権制度の検討と必要な対応

【メタデータの流れと望ましい利活用イメージ】

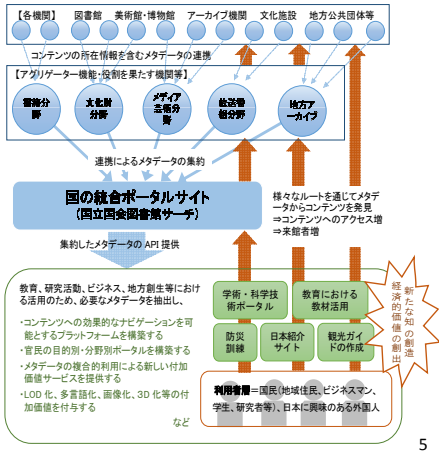

【知財推進計画2016】　アーカイブの利活用の促進

分野ごとの取組の促進（文化財／メディア芸術分野）

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。（短期）（文部科学省）
- 全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化等、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。（短期）（文部科学省）
- マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用を促進するため、適切な維持管理を行うとともに、民間と連携したデータベースへの新たな情報収集と登録促進、メディア芸術データベースガイドライン（手引書）における取組事例の紹介を継続する。さらに、メディア芸術データベースの利用実態調査結果を含め、改善点等を検討するとともに、外部との連携を可能とするためのシステム改修等、更なる内容の充実化とその利活用促進を図る。（短期）（文部科学省）
- 東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を引き続き実施する。（短期）（文部科学省）
- 民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援する。（短期）（文部科学省）

関係省庁等連絡会及び実務者協議会の構成

【知的財産推進計画2015における記述】
アーカイブ連携の具体的方策や･･･コンテンツのデジタルアーカイブについての課題を共有・検討するとともに、実務的な課題に対応するため、本年度、関係省庁、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーターの実務者等を含めた･･･関係省庁等連絡会及び実務者協議会（仮称）を開催する。

- 平成27年9月に関係省庁等連絡会および実務者協議会を設置
- 平成27年度は、連絡会を1回、実務者協議会を3回開催
- 平成28年度も継続予定

関係省庁等連絡会	実務者協議会
・アーカイブ連携を巡る課題の共有・検討 ・実務者協議会で検討すべき事項の決定	・実務的な課題に対する対応策の検討 ・今後検討すべき実務的課題の抽出・提案

アーカイブ連携の方策やメタデータオープン化などの実務的課題については、実務者協議会で対応策を検討の上、各アーカイブ機関における取組に反映（必要に応じ、関係省庁等連絡会に対し、施策的な手当てを要請）

関係省庁等連絡会
議　長：内閣官房内閣審議官（知的財産戦略推進事務局次長）
副議長：文化庁長官官房審議官
幹事役：国立国会図書館電子情報部長
構成員：総務省情報流通行政局審議官
文化庁文化部長、文化財部長
経済産業省商務情報政策局審議官

検討要請
検討結果の報告

実務者協議会
座　長：国立情報学研究所　高野明彦教授
構成員：文化庁文化部芸術文化課長、文化財部伝統文化課長
国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長
日本放送協会知財センターアーカイブス部長
公益財団法人放送番組センター事務局長
東京国立博物館学芸企画部博物館情報課長
東京国立近代美術館法人本部情報企画室長
筑波大学図書館情報メディア研究科　杉本重雄教授
秋田県立図書館　山崎博樹副館長
東京大学大学院情報学環　生貝直人客員准教授
オブザーバー：関係省庁（総務省・経済産業省・文化庁・文部科学省）課長級

必要な情報を提供

幹事会（関係省庁の課長級）

実務者協議会の当面の検討事項について

課題

○**デジタルアーカイブ構築に係る課題**：分野横断型の統合ポータル構築に向けて、アーカイブ間の連携・横断の促進に係る諸課題の検討

○**アーカイブの利活用促進に係る課題**：コンテンツの利活用促進に向けて、コンテンツへのナビゲーションの整備、二次利用の促進に係る諸課題の検討

デジタルアーカイブ構築に係る課題

(1)分野横断型統合ポータル構築に向けた段階的整備

- 目指すべきデジタルアーカイブ連携の枠組検討（分野別・地域別アグリゲータに期待される役割・機能の整理等）
- 「国立国会図書館サーチ」と「文化遺産オンライン」との連携
- その他の分野間の連携に関する課題の整理・共有

(2)分野ごとのアーカイブ機関・アグリゲータにおける段階的整備

- 主要アーカイブ機関における取組状況の共有
（所蔵資料のデジタル化状況、メタデータの整備・公開状況、分野や地方ごとのメタデータ集約状況　等）
- 連携に関する課題の整理、段階的整備策の検討
（メタデータの整備・公開における課題の検討、準拠標準の検討（メタデータ交換・WebAPI等）　等）

アーカイブの利活用促進に係る課題

(1)メタデータのオープン化の推進

- メタデータのオープン化状況の確認
- 課題の整理と対応策の検討

(2)コンテンツの利用条件の表示の促進

- コンテンツのライセンスとその表示状況の確認
- 課題の整理と対応策の検討

(3)コンテンツ（孤児著作物を含む。）利活用促進のための制度整備に関する情報共有

その他

・関連する研修・イベント等の情報共有と広報等の連携方策の検討

・想定される更なる検討課題
メタデータ交換・コンテンツ流通等のための共通標準、海外への発信・地方からの発信等目的別ポータル構築の促進、中長期的人財育成方策　等

デジタルアーカイブ構築に係る課題について

○分野横断型の統合ポータル構築に向けて、アーカイブ間の連携・横断の促進に係る諸課題を共有するとともに、今後の方向性を協議

現状と課題

(1)分野・地方の状況を踏まえた連携モデルの必要性

- 分野、地方によって状況は様々であるため、それぞれの状況を踏まえ、段階的に整備する必要がある。
- 分野によっては取りまとめ役（アグリゲーター）の設定が困難な場合があるため、アグリゲーターに頼らない連携の方策の検討も必要である。
- アーカイブ間の連携を促進するには、連携のメリットやメタデータを流通させる意義を共有する必要がある。

(2)中小規模機関などにおける連携の課題

- 中小規模の機関や地方において、メタデータの流通に向けた取組を進めることは困難な場合が多い。
- 美術館など冊子目録といった紙媒体でのメタデータの整備が進んでいる分野であっても、機械可読化データベース提供していくためには、相当の手間がかかる。
- 各機関でデータベースを提供していても、アーカイブ間の連携のためのメタデータのマッチング等にかなりの手間が発生することから、連携が進まない。

今後の方向性

(1)連携モデルに基づく取組の推進

- 分野、地方によって状況は様々との課題を踏まえ、考えうる連携パターンを整理。分野と地方の両方から、デジタルアーカイブの連携のため、必要な検討を進める。

① 国立国会図書館サーチと直接連携
② 文化遺産オンラインなど分野をまとめるアグリゲーターと連携
③ 地方をまとめるアグリゲーターと連携
④法人単位等、連携しやすい可能な単位でまずは連携
⑤ 連携しないが、外部連携インターフェース（API）を通じてメタデータを自由利用可能な条件で提供

(2)メタデータ連携のための取組の検討

- 各機関のメタデータの集約・共有の進捗状況に応じて、①メタデータの集約・共有を進める取組と、②メタデータの集約・共有後の連携を促進する取組に、段階を分けて検討する。

アーカイブの利活用促進に係る課題について

○コンテンツの利活用促進に向けて、コンテンツへのナビゲーションの整備、二次利用の促進に係る諸課題を共有するとともに、今後の方向性を協議

現状と課題

(1)メタデータのオープン化の推進に係る課題

- メタデータの定義が分かりにくいため誤解を生じ得る。
- メタデータであっても、作成・管理に工数がかかっており、オープン化に消極的な機関もある。

(2)サムネイル／プレビューの扱いに係る課題

- 各機関では、所蔵館内での利用に限定した許諾を受けている場合が多いため、他の組織での利用は難しい。

(3)コンテンツの利用条件の表示の促進に係る課題

- コンテンツについて、デジタル化の整備状況や、利用条件も様々。また、デジタル化の目的も、①保存のため、②利活用のため、③発見の容易化のため、などあるが、特に②③を意識した、流通可能な利用条件が整備されていない状況。

今後の方向性

- デジタルアーカイブ利活用を検討する上で、デジタルデータの流通単位として、図1に示す三層構造を定義。各層に分けて、その取扱いを検討する。

(1)メタデータのオープン化の検討

- メタデータのオープン化は、世界的な方向であり、公的機関を対象に、オープン化に必要な対応について検討する。
- 公的機関は、CC0（※）等の世界流通基準の利用条件表示をメタデータに付与した上で利活用を推進する方向で検討を進める。

(2)サムネイル／プレビューの扱いの検討

- サムネイル／プレビューの一般的な利用には制度整備が必要であるため、法改正へ向け引き続き必要な対応を進める。

(3)コンテンツの利用条件の表示の促進の検討

- 公的機関のものや公的助成を受けて作成されたデジタルコンテンツについては、流通可能な利用条件を整備することが望ましいため、これを推進する方向で検討を進める。

メタデータ
サムネイル/プレビュー
元データ（コンテンツ）

図1　デジタルアーカイブ連携におけるデジタルデータの流通単位

（※）欧米で広く採用されている利用条件表示の一つ。何の制限・条件もなくメタデータを二次利用できることを意味する。

【第1】1．デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

現状と課題

- IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）など新たな技術の発達とデジタル・ネットワーク化は、大量の情報から付加価値を生み出す新しいイノベーション創出を促進。一方、情報の中には著作権で保護されているものの混在が想定され、イノベーション促進に向けて、知財の保護と利用のバランスに留意しつつ、柔軟な解決を図ることができる新たな著作権システムの構築が必要。
- また、人工知能による自律的な創作物（AI創作物）や3Dデータなど新たな情報財が生まれていることを踏まえ、新しい時代に対応した知財システムの在り方について検討を進めることが必要。
- 併せて、デジタル・ネットワークの発展により深刻化する国境を越えたインターネット上の悪質な知財侵害行為に対する対応強化が必要。

取り組むべき施策

デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築

- 柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討するとともに、法の適切な運用を図るための方策について検討
- 権利者不明著作物に係る裁定制度について、補償金供託を一定の場合に後払い可能とすること等の見直しを行う
- 拡大集中許諾制度の導入について、実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討
- コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を、官民が連携して分野ごとに実施するとともに、民間におけるライセンシング環境の整備・構築を支援

新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築

- AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財の知財保護の必要性や在り方について、具体的に検討
- 個人の関与の仕組み（自らのデータ提供先等を管理）等データ流通の円滑化方策等の検討

デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策

- リーチサイトへの法制面も含めた対応、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策、サイトブロックの効果や影響など、国境を越える知財侵害への対応策について検討

○ビッグデータを活用した新規ビジネス
（例：論文盗用判定サービス）

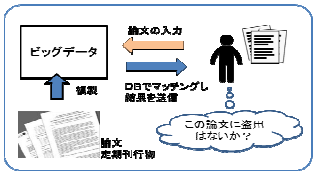

○人工知能による創作
（ビッグデータ＋人工知能技術）

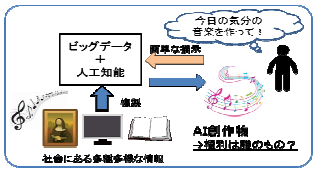

参考

権利制限による利用

著作権が及ばない例外
【著作権法内の合計34条の権利制限規定】

➢ **柔軟性のある権利制限規定の検討**

・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討

（参考）柔軟性のある権利制限規定の例
（次世代知財システム検討委員会報告書に基づき整理）

著作権の権利制限が正当化される主な視点	総合考慮型	一定の柔軟性のある権利制限規定(例)		
	米・フェアユース型	目的限定(フェア・ディーリング型)(※1)	受け皿規定(※2)	著作物の表現を享受しない利用(C類型)(※3)
①利用行為の目的や社会的要請	総合考慮	研究・批評・報道・教育等	総合考慮	総合考慮
②利用行為の性質・態様		総合考慮	「第○条から○条までの規定に掲げる行為のほか、…やむを得ないと認められる場合」	「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」
③民間での取引の成立可能性			総合考慮	総合考慮

ライセンスによる利用

集中管理団体による利用許諾

➢ **拡大集中許諾の検討**

・集中管理団体との許諾の効果を、非構成員に及ぼす拡大集中許諾制度（英国等で導入済み）の導入可能性を検討

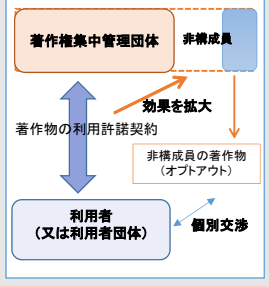

個別許諾

➢ **裁定制度の拡充**

・権利者不明著作物の利用を認める文化庁長官による裁定制度について、利用者の探索コスト低減、一定の場合の補償金の後払いを検討

＜裁定制度の流れ＞　＜拡充案＞

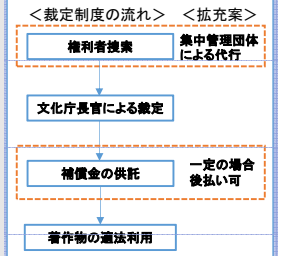

➢ **権利情報の集約化**

・権利情報を集約したデータベースを官民で整備し、権利処理手続を円滑化

※1　英国のフェア・ディーリング規定では、いずれも非営利に限る。
※2　既存の権利制限の対象となっている行為と同等と評価しうる利用についての受け皿規定
※3　著作物のデータ的利用の特徴である「著作物の表現を享受しない」態様に注目して権利制限を設けるとの考え方

参考

【 AI創作物と現行知財制度 】

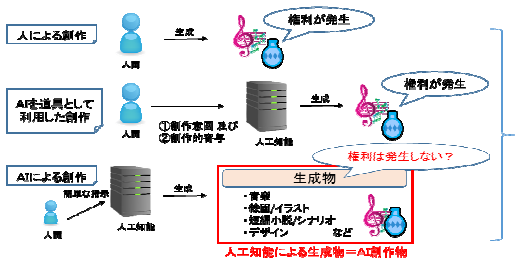

著作物とは・・・思想又は感情を創作的に表現したもの（著作権法第2条）

今後、あらゆるAI 創作物を知財保護の対象とすることは保護過剰になる可能性がある一方で、市場に提供されることで一定の価値（ブランド価値）が生じたAI創作物には保護が必要となる可能性

【 AI創作物の例 】

①「The Next Rembrandt」プロジェクト

レンブラントの画風を人工知能が学習・分析し、3Dプリンターを使って新作を描くプロジェクト

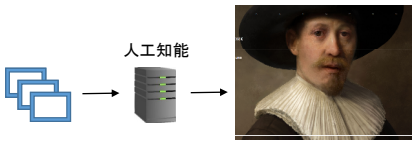

レンブラントの全作品をスキャンし、人工知能が、レンブラントの画風や構図などを学習

完成した
レンブラント風"新作"

出典：https://www.nextrembrandt.com/

②「AIによる小説創作」プロジェクト

はこだて未来大学のプロジェクトの過程で生まれた「超ショートショート」小説。
AIが全てを書いたわけではなく、一部人手を加えたと言われている。

スマホが鳴った。
深夜一時ころ。ここは研究室の中。
鈴木邦男は、先月こ
深夜零時を超えてい
邦男は大きなあくびを
「鈴木邦男さんですか
「はい、あなたは？」
「わたしは悪魔」
「イタズラならよしてくれ。僕はいまレポートで忙しいんだ」
「なんでも一つ願いを叶えてみせましょう」
「バカバカしい、さあ、切りますよ」
「お待ちください、一度試してみてからでも損はないでしょう？」
「それなら、このひどい眠気をなんとかしてくれ。レポートが進みやしない」
「お安い御用です」
悪魔がスマホ越しに何やら呪文を呟いたと思うと、邦男の眠気はさっぱりと消え飛んだ。レポートもばっちり書けた。
しかしそれ以来、邦男は一睡もすることができなくなった。

出典：AIが作った星新一の「新作」 できはいかほど？　平成28年1月5日朝日新聞

「知的財産推進計画2016」（2016年5月9日 知的財産戦略本部決定）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf

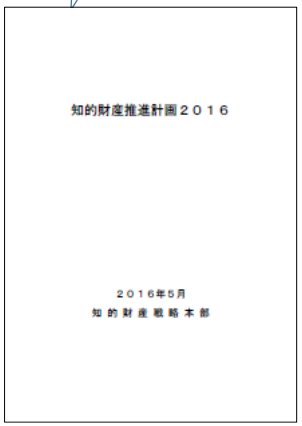
知的財産推進計画２０１６

２０１６年５月
知 的 財 産 戦 略 本 部

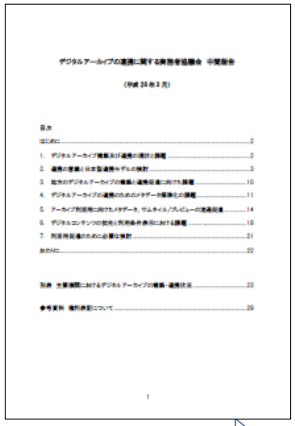

「デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会」中間報告 （2016年3月）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html